

議案第 40 号

生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び生駒市
教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条
例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成18年6月16日

生駒市長 山下 真

生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び生駒市教育委員
会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正す
る条例

(生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年11
月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 6 平成18年7月1日から平成22年2月2日までの間に任期満了し、又は
退職した市長に支給する退職手当の額は、別表第2の規定にかかわらず、同
表の規定による退職手当の額から、その額に100分の30を乗じて得た額
を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた
額）とする。
- 7 平成18年7月1日から平成22年2月2日までの間に就任する助役に支
給する退職手当の額は、別表第2の規定にかかわらず、同表の規定による退

職手当の額から、その額に100分の30を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和35年9月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成18年7月1日から平成22年2月2日までの間に就任する教育長に支給する退職手当の額は、第2条第6項の規定にかかわらず、同項の規定による退職手当の額から、その額に100分の30を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。